

《団体定期保険 質問事項》

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限(*1)を受けていますか。
(配偶者の場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり(*3)、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。

.....

(*1)就業制限とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。

(*2)「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

(*3)「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。

＜質問事項に該当するか判断に迷われる場合、この申込書の告知欄の記入とあわせて別途「被保険者の告知書」を提出ください＞

※「被保険者の告知書」は、ソニーグループ専用保険のページからダウンロードいただくか、お問合せ先までご連絡ください。

- 生命保険に関しては複数の保険会社による共同取扱契約の場合、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社は引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引受保険会社および引受割合の変更もあり得ます。
団体定期保険(幹事会社)日本生命保険相互会社
- 日本生命保険相互会社、ソニーグループ保障共済会の2種類の契約に基づいて運営されており、日本生命保険相互会社・ソニーグループ保障共済会が相互に加入内容を知り得ることがありますが、事務目的以外では一切使用しないよう必要な措置を講じておりますのでご了承ください。

健康に関する告知が必要になるケース

新規ご加入時、またはご加入内容変更時

健康に関する告知(質問事項A)が必要となる場合

- 「本人・ファミリーコース 基本保障(Eタイプを除く)」の新規ご加入・加入タイプの引き上げ
- 「オプション保障 所得補償・葬祭費用」の新規ご加入

健康に関する告知(質問事項B)が必要となる場合

- 「オプション保障 がん治療サポート」の新規ご加入

1 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社およびソニーグループ保障共済会が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(保障の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注1)告知時における年齢が満15歳未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

(注2)本人・ファミリーコースで、被保険者が社員ご本人のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の祖父母・孫)となる場合には、社員ご本人が被保険者に確認のうえ、ご家族に代わってご回答いただくことができます。(Webでのお申込みのみ)

2 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3 Web画面および書面によるご回答のお願い

- ・(株)NSFエンゲージメントは、保険契約(三井住友海上火災保険(株))、および共済契約(ソニーグループ保障共済会)共に告知受領権を有しています。(株)NSFエンゲージメントに対して告知いただいた事項は、三井住友海上火災保険(株)およびソニーグループ保障共済会に告知いただいたものとなります。
- ・口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずWeb画面または申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」への入力またはご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項A」で「はい」に該当された場合、ご加入はお引受できません。

「健康状況告知書質問事項B」で「はい」に該当された場合、「オプション保障 がん治療サポート」のご加入はお引受できません。

5 ご加入中の他の保険契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

ご加入中の他の保険契約を解約・減額され、新たにセーフティプランにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。※詳しくはパンフレットの重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

6 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償(MS&AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

7 その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員およびソニーグループ保障共済会、または引受保険会社およびソニーグループ保障共済会で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

[セーフティプラン]健康状況告知書質問事項

ご回答は申込票兼健康状況告知書の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。告知が必要な場合は、下記の質問事項には、必ず被保険者(保障の対象者)ご自身が正確にご回答ください(*)。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は保険金をお支払いできないことがございますのでご注意ください。

(*)告知時における被保険者の年齢が満15歳未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。

質問事項A

次の方は告知が必要です。

- 本人・ファミリーコース(Eタイプを除く)に新規でご加入される場合・加入タイプを引き上げる場合
■オプション保障「所得補償」または「葬祭費用」に新規でご加入される場合

<[セーフティプラン用] 告知対象外となる傷害や疾病一覧>

告知対象外となる
傷害・疾病一覧

- ケガ※
●正常分娩

※以下については、疾病として告知対象となります。

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

質問1

●次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等※は除きます)。

①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。

②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものを行い、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

はい

いいえ

質問2

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

はい

いいえ

質問1と質問2に対する回答がいずれも『いいえ』の場合、ご加入いただけます。

質問事項B

次の方は告知が必要です。

- オプション保障「がん治療サポート」に新規でご加入される場合

質問1

●今までに「がん」または「上皮内がん」※1と医師に診断されたことがありますか。

※1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん 悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内がん 上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

はい

いいえ

質問2

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査) ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診 ・便潜血検査
・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) ・CT検査 ・MRI検査 ・PET検査 ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体) ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

別表	ポリプ・しゅよう等	しゅよう※2、結節※2、腫瘍※2(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリプ(ポリポージス)※3、病理検査や細胞診での異常
病気や所見	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
	症状※4	しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

※2 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※3 大腸などひとつの臓器に多数のポリプが存在する状態をいいます。

※4 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

はい

いいえ

質問1と質問2に対する回答がいずれも『いいえ』の場合、ご加入いただけます。

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合、「ご加入いただくことができません。」

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合、「ご加入いただくことができません。」

【長期休業補償プラン(団体長期障害所得補償保険)】 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

健康に関する告知が必要になるのは以下のケースです。

- 【長期休業補償プラン】に新規でご加入される場合
- 【長期休業補償プラン】のご継続にあたり口数を追加される場合

以下の注意点をお読みいただき、Web画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力またはご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(※)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>

(※)支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、約定給付率の拡大等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. Web画面または書面によるご回答のお願い

- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずWeb画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力またはご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知されなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

【長期休業補償プラン（団体長期障害所得補償保険）】

健康状況告知書質問事項（ご回答は加入申込票兼健康状況告知書の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。）

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「長期休業補償プラン（団体長期障害所得補償保険）」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には必ず被保険者（保障の対象者）となる方ご自身が、Web画面または加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる 傷害・疾病一覧	●ケガ※ ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
---------------------	--

「長期休業補償プラン（団体長期障害所得補償保険）」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1、2につきご回答ください。

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1	次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等※は除きます）。 ①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。 ②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。	はい
	いいえ	
質問2	告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。	はい
	いいえ	
質問1と質問2に対する回答に1つも『はい』がない場合、ご加入いただけます。		

質問1、2のいずれかまたは両方に該当する場合、ご加入いただくことができません。

介護両立支援プラン(介護両立支援プラン共済+親介護費用補償特約セット団体総合保険)

「健康状態に関する告知」にあたってご注意いただきたいこと **必ずお読みください**

正しく告知していただくことは大変重要です

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否が決まります。
- 正しく告知していただきませんと、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 書面またはWeb画面における告知が必要です。告知していただく内容は、必ず社員ご本人(被保険者)が補償の対象者についての事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」行ってください。
- 告知の対象となる「医師の診察・検査・治療・投薬」や特にご注意いただきたい事項については本加入申込票の4ページおよびWeb画面の「健康状態に関する告知」欄以下に掲載していますのでご確認ください。

1 告知の重要性

- ※詳細につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- ・告知していただく内容は、損保ジャパンおよびソニーグループ保障共済会が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
 - ・(株)NSFエンゲージメントは、保険契約(損保ジャパン)、および共済契約(ソニーグループ保障共済会)共に告知受領権を有しています。(株)NSFエンゲージメントに対して告知していただいた事項は、損保ジャパンおよびソニーグループ保障共済会に告知していただいたものとなります。

2 正しく告知されなかった場合のデメリット

- ※詳細につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- ・ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンおよびソニーグループ保障共済会に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

3 告知していただいたご契約のお引受

質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけません。1つでも「はい」がある方は、ご加入いただけません。

4 始期前の発病や事故による無責の取扱い

- ※詳細につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- ・ご加入初年度の保険期間の開始時より前に、補償の対象者の疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に損保ジャパンおよびソニーグループ保障共済会の定める要介護状態に該当した場合は、保険金をお支払いします。

5 告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンおよびソニーグループ保障共済会(以下、「引受元」と言います。)は、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと(以下、「業務」と言います。)に利用します。また、下記①および②、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ①引受元が、業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②引受元が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か(株)NSFエンゲージメントまたは損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

質問事項

★健康状態に関する告知欄

へご回答ください。

告知者(社員ご本人(被保険者))は補償の対象者の健康状態を確認したうえで、下記の質問事項にご回答ください。

次の方は告知が必要です。



- ・新規にご加入される方
- ・継続してご加入されている方のうち、加入コースを引き上げる方

質問1

今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をした^(※1)ことがありますか。

(※1)「申請予定」や「申請をした結果、認定を受けられなかった場合」を含みます。

質問2

次のいずれかの項目に該当していますか。

●告知日(ご記入日)現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や補助用具(杖などを含みます。)の使用^(※2)が必要になることがありますか。

■歩行 ■食事 ■排せつ ■入浴 ■衣類の着脱 ■公共交通機関を利用した外出 ■店での買い物

(※2)ご本人による使用を含みます。

●今までに、医師より「認知症(軽度認知障害を含みます。)」と診断されたことがありますか。

(注)疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。

質問3

告知日(ご記入日)現在、次のいずれかに該当しますか。

■入院中・療養のため就床中^(※3) ■入院の予定^(※4)がある

(※3)医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。

(※4)医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

質問4

告知日(ご記入日)から過去2年以内に、下記の **病気・症状一覧表** に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。

(注)医師より「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

病気・症状一覧表

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL
脳血管関係の病気	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血・脳血栓)
肝臓の病気	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の病気	慢性腎炎 腎不全
気管支・肺の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD) 慢性気管支炎 肺気腫
心臓関係の病気	心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋炎 心筋症 狭心症 心不全 心肥大 不整脈(期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込)
筋肉・骨の病気	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症 ^(※5) 変形性関節症(人工関節置換を含みます。)
眼の病気	緑内障 糖尿病性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他	糖尿病(合併症を含みます。) こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病 ^(※6) (指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合に限ります。) 精神および行動の障害(統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など) パーキンソン病

* 告知される方[社員ご本人(被保険者)]がご認識されている病気・症状名が、本告知書に記載されている病気・症状名と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要です。本告知書に記載されている病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知をしてください。

【特にご注意ください】

- 「認知症」とは、正常に発達した知的機能が脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。
- 「軽度認知障害」とは、本人および第三者(家族)から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態をいいます。
- 「医師の診察・検査・治療・投薬」には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。
また、がんと診断されることを含みます。
- 「入院」には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。

(※5)「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。(単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。)

(※6) 厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

- 「手術」には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
- 病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- 医師の診断により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
- 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察の場合も、告知の対象になります。
- 再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。